

長周新聞

長周新聞社

〒750-0008
下関市田中町10番2号
電話 083(222)9377 (代表)
FAX 083(222)9399
メールアドレス
info@chosyu-journal.jp
振込口座 01540-0-11658
週3回 月々 1500円
1部120円 郵送料1ヶ月550円

名古屋
中村区靖国町2-94-12
電話 052(414)1250
富山 富山市大塚95
電話 076(436)0789
岡山 倉敷市西中瀬320-16
電話 086(425)5927
沖縄 浦添市仲間1-2-8-102
電話 098(937)1641
岩国 岩国市三笠町3-8-3
電話 0827(21)6837
萩 萩市大字椿東4504 番地
電話 0838(22)2566

医療法人社団 青 寿 会

武久病院

下関市武久町2丁目53-8
TEL (083) 252-2124

医療法人社団 養 寿 園

春日病院

北九州市門司区春日町
TEL (093) 341-1416

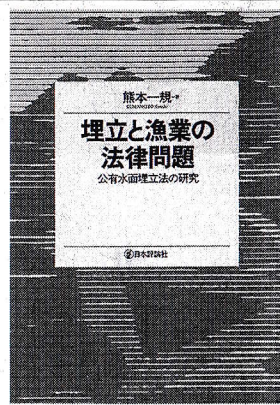
『埋立と漁業の法律問題』

熊本一規・明治学院大学名誉教授が上梓

公有水面埋立法めぐる画期的見解

長年、漁業権問題を研究し、その成果を何冊もの書籍にまとめた明治学院大学名誉教授の熊本一規氏が七月、『埋立と漁業の法律問題——公有水面埋立法の研究』(日本評論社、一八五ページ、定価四〇〇円十税)を上梓した。熊本氏は一九七六年に鹿児島県志布志湾の埋立に反対する住民運動にかかり始めて以来、半世紀近くわたって埋立問題にとりこんできた。埋立の手続きを定めている現行の公有水面埋立法は、一九二一年(大正一〇)年に明治憲法の下で制定されたもので、埋立免許の効力は絶大であり、埋立免許取得者は漁業等の他の水面使用を排除して埋立工事をおこなえるかのように思われてきた。そのため、これまで漁民の埋立反対の声はかき消され、埋立による水揚げ減少の前にもみずから命を絶つた人々も少なくない。熊本氏はこうした漁民の無念の思いを無駄にしてはならないと、約半世紀にわたって公有水面埋立法研究にとりくみ、従来の解釈を覆し「埋立免許を得ても他の水面使用を排除できず、埋立事業者は他の水面使用者の同意と協力を得て埋立工事を実施しなければならぬ」との見解を提示した。これは埋立工事における優越者が埋立事業者から他の水面使用者へと逆転する画期的な解釈である。熊本氏は現在、上関原発計画をめぐって中国電力が祝島の漁民を訴えた裁判にもかかわっており、九月一八日には証人として、公有水面埋立法についての画期的な見解にもとづいて陳述する。本書が原発建設や洋上風力発電建設、基礎建設など国や大手企業の計画で生業である漁業を奪われることになった人々の有力な武器となることを確信して紹介する。

熊本一規氏



本書の序で熊本氏は「四方を海に囲まれた日本において、海を陸地に変える埋立事業は、安易な用地取得の手法として、さかんに用いられてきた。それは、一方で安価な工場用地を提供して経済成長を支えてきたものの、他方で、海洋環境を破壊し、漁業に甚大な被害をもたらした。景勝地や憩いの場という国民の共有財産を潰してきた。自然海岸の比率がほぼ半分まで低下した国は、世界的にも他に例を見ないであろう」と記している。そこでは、大正一〇年に制定されて以降、一〇〇年をこえて適用され続けている「公有水面埋立法」(「公有水面埋立法」(山口眞弘・住田正二)しかはできない。しかも、同法の解釈についての著書は昭和二九年に出された「公有水面埋立法」(山口眞弘・住田正二)しかはできない。しかも、同法から批判的な立場からの著書はまったく存在しない。熊本氏は、埋立が日本の海岸・海洋環境・漁業等にもたらした影響の大きさを思えば意外なことだとして、渾身の力をこめて公有水面埋立法制定以来初めての見解を世に送りだすことにし、これが「埋立事業に限らず、今後の公共事業全般のあり方、ひいては公権力と民衆の力関係にもかかわってくる」とのべている。

本書の序で熊本氏は「四方を海に囲まれた日本において、海を陸地に変える埋立事業は、安易な用地取得の手法として、さかんに用いられてきた。それは、一方で安価な工場用地を提供して経済成長を支えてきたものの、他方で、海洋環境を破壊し、漁業に甚大な被害をもたらした。景勝地や憩いの場という国民の共有財産を潰してきた。自然海岸の比率がほぼ半分まで低下した国は、世界的にも他に例を見ないであろう」と記している。そこでは、大正一〇年に制定されて以降、一〇〇年をこえて適用され続けている「公有水面埋立法」(「公有水面埋立法」(山口眞弘・住田正二)しかはできない。しかも、同法の解釈についての著書は昭和二九年に出された「公有水面埋立法」(山口眞弘・住田正二)しかはできない。しかも、同法から批判的な立場からの著書はまったく存在しない。熊本氏は、埋立が日本の海岸・海洋環境・漁業等にもたらした影響の大きさを思えば意外なことだとして、渾身の力をこめて公有水面埋立法制定以来初めての見解を世に送りだすことにし、これが「埋立事業に限らず、今後の公共事業全般のあり方、ひいては公権力と民衆の力関係にもかかわってくる」とのべている。



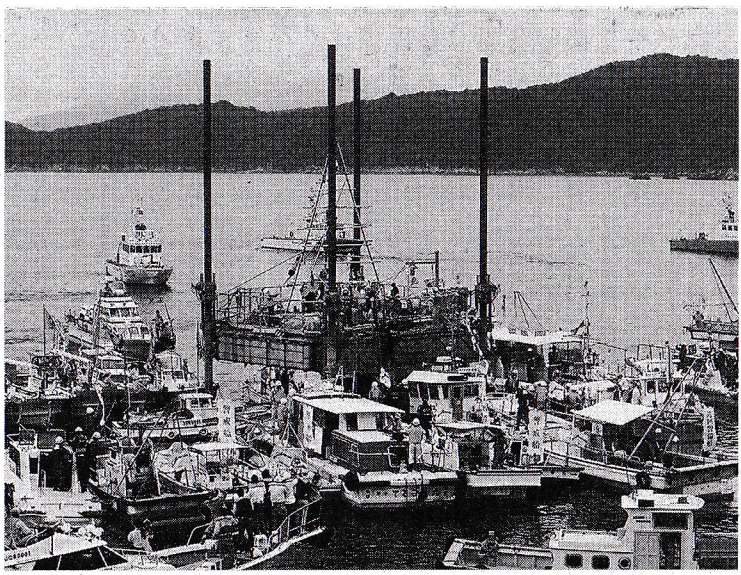
原発建設計画に反対して警備員や作業員の進入を阻む祝島住民(2012年3月、山口県上関町田ノ浦)

第一章では、公有水面埋立法の概要を紹介している。公有水面埋立法の沿革

半世紀以上も改正なく
第一章では、公有水面埋立法の概要を紹介している。公有水面埋立法の沿革

漁業補償算定の違法性

続いて、公有水面埋立法の重要条文についての解説がされている。第一条については、まず、公共目的が記述されておらず、公共目的で私権を制限したり、私法関係を介入したりする法律ではないと指摘している。第二条については、二号は工業立地目的の埋立等では漁業を無視して埋立免許を出せるとする乱暴な規定である。また三号は土地収用法を適用しうる事業ならば埋立免許を出せる旨を規定している。熊本氏は二号も三号も新憲法の下では違憲であるとしている。また、二号、三号に基づいて埋立免許を出したとしても、八条で「補償しなれば着工できない」旨を規定しているため、補償を支払わなければ埋め立てには着工できないとの見解を示している。五条は公有水面に關して権利を有する者、すなわち同意を得ておくべき者を水面権者として四者を列挙している。新憲法の下では、埋立施行区域内のすべての財産権者



上関原発建設のためのボーリング調査に反対して中国電力の台船をとり囲む祝島の漁船（2005年6月）

からといって埋立事業者

の私有地として認めてよ
いのか、といったことが問
題になった。当時の金丸
国務大臣は「今後抜本改
正で検討しなければなら
ない」と答弁している
が、その後、抜本改正は
おこなわれていない。

熊本氏は「公共用水面
を埋め立てて土地になれ
ば公共用地になるのが当
然であり、国の所有に
属する。水面を埋め立て
て土地になれば国有地に
なるのが当然である。し
たがって、埋立地が埋立
事業者の土地になると規
定している公有水面埋立
法の規定は不可解」とし
ている。

(5)埋立事業者、免許権
者、裁定者が同一
埋立の多くが都道府県
が事業者となつて実施さ
れており、その場合、埋
立法は「漁業権」を有す
るが、埋立地が埋立事
業者の土地になると規
定している公有水面埋立
法の規定は不可解」とし
ている。

を合んでおかなければな
らず、四者以外の財産権
を無視しており、新憲法
に違反する規定である。

また、水面権者として
四者をあげたなかで、二
号に「漁業権者又は入漁
権者」としていることは
とくに問題であるとして
いる。従来の公有水面埋
立法の解釈から、「漁業
権」とは、漁業法で漁
業免許を受ける漁業権、
すなわち、共同漁業権・
定置漁業権・反置漁業権
を意味するとの解釈が多
くの解説書や判例等で示
されているが、免許を受
けなければ、免許を受け
ない許可漁業・自由漁
業も、漁民が営み続け

た。漁業法は、免許や許可
業者（都道府県）の代表
である知事と免許権者の
知事が形式上同一にな
る。さらに、公有水面埋
立法八条では、補償が難
航した場合に知事が補償
金額を裁定する旨、規定
されており、その場合に
は、事業者と免許権者の
三者が一致することにな
る。この問題についても
検討すべきとの意見が出
され、国は「今後考慮す
べき問題の一つ」と答弁
している。

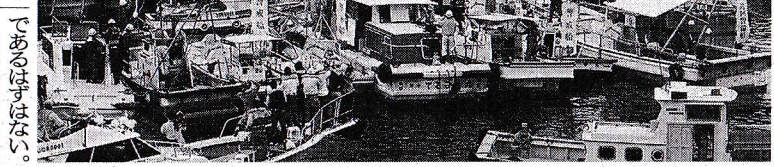
立免許と出願する埋立事
業者（都道府県）の代表
である知事と免許権者の
知事が形式上同一にな
る。さらに、公有水面埋
立法八条では、補償が難
航した場合に知事が補償
金額を裁定する旨、規定
されており、その場合に
は、事業者と免許権者の
三者が一致することにな
る。この問題についても
検討すべきとの意見が出
され、国は「今後考慮す
べき問題の一つ」と答弁
している。

「漁業法は、免許や許可
業者（都道府県）の代表
である知事と免許権者の
知事が形式上同一にな
る。さらに、公有水面埋
立法八条では、補償が難
航した場合に知事が補償
金額を裁定する旨、規定
されており、その場合に
は、事業者と免許権者の
三者が一致することにな
る。この問題についても
検討すべきとの意見が出
され、国は「今後考慮す
べき問題の一つ」と答弁
している。

「漁業法は、免許や許可
業者（都道府県）の代表
である知事と免許権者の
知事が形式上同一にな
る。さらに、公有水面埋
立法八条では、補償が難
航した場合に知事が補償
金額を裁定する旨、規定
されており、その場合に
は、事業者と免許権者の
三者が一致することにな
る。この問題についても
検討すべきとの意見が出
され、国は「今後考慮す
べき問題の一つ」と答弁
している。

「漁業法は、免許や許可
業者（都道府県）の代表
である知事と免許権者の
知事が形式上同一にな
る。さらに、公有水面埋
立法八条では、補償が難
航した場合に知事が補償
金額を裁定する旨、規定
されており、その場合に
は、事業者と免許権者の
三者が一致することにな
る。この問題についても
検討すべきとの意見が出
され、国は「今後考慮す
べき問題の一つ」と答弁
している。

「漁業法は、免許や許可
業者（都道府県）の代表
である知事と免許権者の
知事が形式上同一にな
る。さらに、公有水面埋
立法八条では、補償が難
航した場合に知事が補償
金額を裁定する旨、規定
されており、その場合に
は、事業者と免許権者の
三者が一致することにな
る。この問題についても
検討すべきとの意見が出
され、国は「今後考慮す
べき問題の一つ」と答弁
している。



上関原発建設のためのボーリング調査に反対して中国電力の台船をとり囲む祝島の漁船（2005年6月）

漁業権に関しては、漁業
を営み、埋立により損失
を受ける者が「漁業権
者」となるはずだ。組合
管理漁業権に関しては、
漁業法上の漁業権者と公
有水面埋立法上の漁業権
者は異なる。

第六条は、損害防止施
設を設置することにより
損害を防止できる場合に
て、損害防止設備が必要
なことを明記している規定
であり、第八條は、損失補
償は埋立工事の前におこ
なわなければならないこ
とを規定している。

損失補償が支払われた
後、着工までに長期の期
間がかかることも少なく
ない。なかには、埋立免
許に定められた工事の着
手期間を過ぎて「埋立免
許の伸張」がおこなわれ
ることもある。ただし損
失補償と着工の間の期間
が長期にわたる場合に
は、補償額が違法になる
可能性がある。

漁業補償額の算定は、
侵害行為（工事）直近の
三〜五年間の漁獲データ
をもとに算定されるから
、損失補償から着工ま
での期間が一年をこえる
ような場合には、補償額
の再算定および支払い済
の再算定および支払い済

の個別の公共用物につ
いては、それぞれの管理に
ついて包括的な法律（道
路法・河川法・港灣法
等）が制定されており、
これらを「公物管理法」
と称する。

道路法で「道路の管
理」というのは、道路管
理者が道路の新設・改築
・維持修繕をなし、又は
道路の占用を許可するな
ど、公共用物としての道
路本来の機能を発揮させ
るためにおこなわれる一
切の作用をいう。

河川の管理、港灣の管
理についても同様で、公
共用物の管理は、私物の
管理と異なり、単に物を
財産的価値の客体として
管理するのではなく、も
っぱら公共用物本来の目
的を達成させるために管
理する点に特色がある。

自由使用は、公共用物
本来の用法にしたがった
使用の形態であり、道路
の通行、公園の散歩、海
での海水浴等が自由使用
にあたる。

「許可」は、公物管理
権に基づいて出される場
合と、公物警察権に基づ
いて出される場合とがあ
る。「公物警察権」は、
公物に關しておこなわれ
る警察であり、公物の安
全を維持し、公物の使用
関係の秩序を維持するた
めの一般警察権の作用で
ある。道路交通法では、
公物警察権に基づき、道
路における道路工事や工
作物の設置、露店・屋台
等の出店、デモ等に警察
署長の許可が必要とされ
ており、許可使用にあた
る。

「特別使用」
公共用物本来の用法を
こえ、特定人に特別の使
用の権利を特定すること
があり、「公共用物の特
別使用（又は特許使用）」
と呼んでいる。許可使用
が単に一般的禁止を解除
し、公共用物本来の機能
を書き換える一時的な使
用を許可するにすぎない
のに対し、特別使用は、
公物管理権により公共用
物に一定の施設を設けて
継続的に使用する特別の
権利を設定するものであ
る点に特色がある。

公物法では、この意味
での特別使用を「公共用
物の占用」と呼び、公物
管理者による「占用の許
可」によって公共用物を
使用する権利（占用権）、
「公共用物使用権」を設
定することされている。

公共用物使用権は、特
許の形式によらず、慣行
によって成立する場合も
少なくない。慣行上の公
共用物の使用が公共用物
使用権として成立するた
めには、その利用が多年
の慣習により、特定人
特定の住民又は団体な
ど、ある限られた範囲の
人々の間に特別な利益と
して成立し、かつ、その
利用が長期にわたって継
続して平穩かつ公然とお
こなわれ、一般に正当な
使用として社会的に承認
されるに至ったものでな
ければならない。

慣行によって成立する
公共用物使用権は、私法
学者が「慣習法上の物
権」とするもので、慣行
水利権や温泉権が代表的
なものだ。他方、特許に
よって成立する公共用物
使用権は、公法学者によ
れば、公物管理権者に対
する関係に基づき「公法
上の債権」とされ、第三
者に対する関係では財産
権的性質を有し、第三者
がこれを侵害した場合に
は、民事上の妨害排除請
求権や損害賠償請求権を
持つ。

特許あるいは慣行のい
ずれによって成立するに
せよ、公共用物使用権
は、侵害された場合には
妨害排除請求権や損害賠
償請求権を持つ。

「一定の限界」
公共用物使用権は妨害
排除請求権を持つもの
の、公共用物を使用する
権利であることから「一
定の限界」を持つ。

「一定の限界」とは、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

「一定の限界」は、
使用目的達成のために必
要な限度にとどまるとい
う限界であり、他の使用
を許さない排他的独占的
な公共用物使用権は、公
共用物としての性質に反
するため、特許によつて
も慣行によつても成立し
ない。もしも、公共用物
使用権が公共用物の一定
区域における排他独占的
な権利であるとするれば
、公共用物が一般公衆
の共同使用に供され、自
由使用を「本来の使用」
とする（二面性）に反し、公共
用物が公共用物でなくな
ってしまう。

竣功認可を条件として埋

立地の所有権者になるもの
を予め確定しておくこと
効力、第二に竣功認可
には、その告示の日に埋
立事業者が埋立地の所有
権を取得する効力がある
。竣功認可に伴う効力
は「公共廃止」後、すな
わち公共用地でなくなっ
た後の効力であるから、
公物管理法に基づく効力
ではなく、公有水面埋立
法に基づく効力である。
公有水面埋立法は公物管
理法ではないから、公共
用地の権利関係には介入
できないが、竣功認可に
よって公共用地でなくな
った私有地については介
入できる。

第一章の結論として、
「埋立事業者は埋立免許
によって他の水面使用を
排除して埋立工事を実施
できる」とする見解に反

をサポートしているボラ
ンティアの女性（七五
歳）は、「私の父は米兵
で、母が沖縄人だ。若い
時には基地の中で働き、
メーランド大学（米軍
基地内に設置された大
学）の庶務をしていた。
そして米軍基地のある国
々を転動してきた。この
展示パネルは、何もわか
っていない米兵にも見せ
るべき内容だ。米兵の七
五％は基地内に住んでお
らず、基地外の民間住宅
（家賃）（〇万〜三〇万円）
に住んでいる。それで日
本の不動産業者がもうか
っている。しかも、家
賃、光熱費、水道料は日
本国民の税金（思いやり
予算）から支払われている
。米軍の天国だ。なぜ
日本政府はアメリカに媚
びて、日本国民のための

論している。
埋立工事の際にまず初
めに必要な護岸建設は、
埋立免許に基づくのでは
なく、公物管理法による
「工作物建設の許可」に
基づくものであるから、
埋立工事は「公共用地の
許可使用」である。許
可使用は、一般的には禁
止されている使用が許可
によって可能になるに
すぎないから、許可を得
て初めて自由使用と同じ立
場に立つにすぎず、他の
自由使用・許可使用を排
除することはできない。
公有水面埋立法は公共
用地にしか適用できな
いから、埋立免許が出さ
れた後も埋立施行区域が
公共用地であることに
変わりはない。埋立免許
に基づいて他の水面使用
が存在し得ない水面が生
じることではない。他の水

仕事をしないのかと思
う。この展示を基地内で
やれないものか」と話し
た。

八八歳の戦争体験者
は、「日本の中枢は負け
るとわかっていて、アメ
リカと戦争をした。天皇は
「もう一回戦果をあげて
から」と戦争を引き延ば
した。戦争犯罪人である
はずの天皇は戦争責任を
取らず免罪された」と怒

アンケートより
▼太平洋戦争から今日
にいたる展示物が充実し
ており、大変興味深く勉
強させていただきまし
た。二〇一一年から継続
して活動していることは
本当に大変な事だと思
います。改めて戦争のない
社会のために踏み止まる

▼選挙権と被選挙権
▼最高裁判所裁判官の国
民審査権
▼地方自治特別法の住民
投票権
▼請願権（国や地方公共
団体に意見を提出する
権利）
▼国家賠償請求権（国や
地方公共団体の違法行
為によって損害を受け
た場合に賠償を請求す
る権利）
▼裁判を受ける権利
刑事補償請求権（逮捕
・勾留されたが無罪に

▼法の下平等（性別、
人種、社会的身分など
による差別を受けない
権利）
▼両性の本質的平等
▼教育の機会均等
③社会権
▼生存権（健康で文化的
な最低限度の生活を営
む権利）
▼教育を受ける権利（義
務教育の無償化等）
▼勤労の権利や労働基本
権（勤労条件の向上、

面使用が存在し得ない水
面は公共用地ではない
から、そこにはもはや公
有水面埋立法が適用でき
なくなり、竣功認可も土
地所有権の取得も不可能
になるからである。
従来の公有水面埋立法
の解釈は、「公有水面埋
立法に基づき埋立免許を
得た事業者は、他の水面
使用を排除して埋立工事
を実施できる」とあり、
埋立反対運動も、埋立免
許が出れば反対を諦める
か、埋立免許取消訴訟を
提訴して敗訴するという
パターンがほとんどであ
った。

りを含めて話した。
最終日には、教師に引
率されて三〇人の小学生
が訪れ、子どもたちは教
師からパネルの説明を受
けながら真剣に学んだ。
また、広島で被爆した女
性（九三歳、沖縄市在住）と宮古・多良間島で
戦争を体験した女性（九
〇歳）を囲んで、小学校
教師、会社員、退職教師の
交流会もおこなわれた。

必要があると思いま
した。私も平和のために行
動しようと思いま
す。（二七歳・女性）
▼戦後八〇年経過しま
したが、未だに世界では
戦争や紛争、テロなどが
起きている状況です。
戦争は遠い昔のこと、他
国で起きていること、他
人ごとと思えてしまう

▼憲法が規定する国民の
三大義務
▼納税の義務
▼教育の義務（保護者は、
子どもに普通教育を受
けさせる義務を負う）
▼勤労の義務
こうした現日本国憲法
で定めている規定をみる
と「今の政府はまったく
守っていないではない
か」と感じるような規定
も多いのが現実だ。しか
し現憲法の規定を踏まえ
て、さまざまな改憲勢力
が、この規定をどのように
変えようとしているのか

が、我が国で実際にあっ
た出来事として次の世代
の人々にしっかりと伝え
る、この活動は素晴らしい
と思います。皆さんの
一五年間の活動への思い
をしっかりと伝える機会を
持ちたいと思います。
（五〇歳・女性・図書館
司書）
▼戦後八〇年経った今
でもどこかの国ではいま
だに戦争をしていて、過
去の記憶から学ぶことも
なく、人間は成長してい
ないのと感じました。
子どもと一緒に写真を見
ましたが、同じことが自
分の子に起こるかもしれ
ない未来は作ってはけ
ないと思います。命を落
とした方々からつないだ
命で今の世の中は出来て
いるので、生きるという
意味を皆で考える良い催
しだと思いました。（四
二歳・母親）
▼火傷をした子どもに
おっぱいをあげているお
母さんの姿がとても痛々
しくて、苦しくて立ち止
まって見てしまいました。
戦争のことは知らない
世代ですが、とても怖
いと思います。愛する人
々が亡くなったというの
はとても考えられない。
何をしたいかわからない
けど、こんなふうに展示
会があったら自分の娘た
ちにも見せて、話だけ
でも伝えられるのでは
ないかと思っています。たと
えにいい展示会だと

フリージ（身長一・二メートル）をわ
たるコースでおこなわれた。
デモ行進の先頭には「人類の
ための行進、ガザを救う」の横
断幕が掲げられた。デモ参加者
は悪天候のなかで、「今すぐ停
戦を」「パレスチナを解放せよ」
などのスローガンを叫び、パレ
スチナ国旗とともに、ガザの住
民に押しつけられる飢饉に
抗議するために鍋やフライパン
をおこなわ
れ、主催者
の事前の手
配は「このデモ行進は人類がジェ
ノサイドを止めるための大行進
だ。政治家は今こそ民意に耳を
傾け、イスラエルに制裁を科さ
なければならぬ」とのべた。
一九九〇年代の大学生のとき
からパレスチナの大義を支持し
てきた男性は「三〇年たった今
でも、私たちがまだこのために
たたかっているのは悲しい」
と名付けられたもので、参
加者は高齢者から子ども連れの
「父親になった今、私は以前よ
りもさらに心が動かされる。パ
レスチナの飢えた子どもたちの
顔をのぞく、自分の子どもたちが
できることだ」と
のべ、今こそ街頭
に出て声を上げな
ければならない時
がきていることを
強調した。
ガザで勤務した
経験があるという
看護婦は、ガザの
飢えた子どもたち
の画像があふれて
いることに心が痛
むという。「この時
代に胸が張り裂け
る思いだ。正しい
側に立つ人々に出
会えてうれし
い。潮目は変わつてい
る」とのべた。

福田正義 戦前の闘い

展望前後

B 6判 254頁 1500円
長周新聞社刊

国際通信

オーストラリア・シドニー 30万人がデモ行進 イスラエルに制裁を

オース
トラリアのシ
ドニーで八
月三日、イ
スラエルの
ガザでの住
民虐殺、飢
饉に抗議す
るデモ行進
がおこなわ
れ、主催者
の事前の手
配は「このデモ行進は人類がジェ
ノサイドを止めるための大行進
だ。政治家は今こそ民意に耳を
傾け、イスラエルに制裁を科さ
なければならぬ」とのべた。
一九九〇年代の大学生のとき
からパレスチナの大義を支持し
てきた男性は「三〇年たった今
でも、私たちがまだこのために
たたかっているのは悲しい」
と名付けられたもので、参
加者は高齢者から子ども連れの
「父親になった今、私は以前よ
りもさらに心が動かされる。パ
レスチナの飢えた子どもたちの
顔をのぞく、自分の子どもたちが
できることだ」と
のべ、今こそ街頭
に出て声を上げな
ければならない時
がきていることを
強調した。
ガザで勤務した
経験があるという
看護婦は、ガザの
飢えた子どもたち
の画像があふれて
いることに心が痛
むという。「この時
代に胸が張り裂け
る思いだ。正しい
側に立つ人々に出
会えてうれし
い。潮目は変わつてい
る」とのべた。



西側諸国の政府 が虐殺に加担

シドニー大学学生会の活動家
は「ガザでのジェノサイドの激
化を目の当たりにしている。イ
スラエルは仮面を脱ぎ捨て、ガ
ザの人々への民族浄化というジ
ェノサイドの意図を公然と宣言
している。だが人々の抵抗と活
力が高まっているのが分かる」
とのべた。そしてオーストラ
リア政府をはじめ欧米諸国がイ
スラエルへの外交、経済、軍事援
助を提供してきたことを批判し、
大衆の圧力と連動だけがこ
れを断絶させる力を持っている
ことを強調した。
パレスチナ・アクショングル
ープのシドニーの活動家も「イ
スラエルがこの大量虐殺を続け
ることができるのは、西側諸国
の支援のおかげだ」とのべた。